

災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領

（目的）

第1条 この取扱要領は、災害発生に伴い水道が断水状態になった場合に備え、洗濯、風呂、トイレ、掃除等の生活用水を確保するため、尾鷲市内にある井戸及び湧水を所有者の協力により災害用井戸・湧水として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（登録要件）

第2条 災害用井戸・湧水の登録要件は次のとおりとする。

- （1） 災害時に水の無償提供が可能であること。
- （2） 井戸・湧水の位置情報を公表することが可能であること。

（登録の手続）

第3条 登録の意思がある井戸・湧水所有者は、災害用井戸・湧水登録申請書に必要な事項を記載し、尾鷲市に申し出るものとする。

- 2 尾鷲市は前項の登録申請書を受理したときは、内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を井戸・湧水所有者（申請者）に、災害用井戸・湧水登録適否決定通知書により通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第4条 災害用井戸・湧水の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 災害用井戸・湧水の第三者利用は災害時に限られ、利用時間は井戸・湧水所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- （2） 災害用井戸・湧水の利用は、井戸・湧水所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

（登録期間）

第5条 登録期間は、災害用井戸・湧水登録決定通知書の通知日から2年とする。

- 2 尾鷲市は、必要に応じて、登録された井戸・湧水所有者に対し、更新の意思の有無等を確認するものとする。
- 3 更新の意思の確認時等に、第2条の登録要件を満たさないことを確認した場合、井戸・湧水が譲渡されている場合、尾鷲市が災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合又は井戸・湧水所有者の登録期間更新の意思を確認できなかった場合以外は、登録の満了する日からさらに2年間登録期間を更新することができる。

（登録内容の変更）

第6条 災害用井戸・湧水登録申請書の記載内容に変更が生じた場合、井戸・湧水所有者は、災害用井戸・湧水登録（変更）申出書により尾鷲市に申し出るものとする。

- 2 尾鷲市は前項の災害用井戸・湧水登録（変更）申出書を受理したときは、井戸・湧水所有者（申請者）に、災害用井戸・湧水登録（変更）通知書に

より通知するものとする。

（登録の解除）

第7条 井戸・湧水所有者は、次に掲げる場合は災害用井戸・湧水登録（解除）申出書により、尾鷲市に申し出るものとする。

- （1） 井戸・湧水を廃止した場合
- （2） 井戸・湧水の使用を停止した場合
- （3） 井戸・湧水を譲渡した場合
- （4） 災害時に井戸水・湧水を近隣住民に提供することができなくなった場合

2 尾鷲市は、次に掲げる場合は、災害用井戸・湧水の登録を解除することができる。

- （1） 前項の規定による申出があった場合
- （2） 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
- （3） その他尾鷲市が災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合

3 尾鷲市は、前項の規定により災害用井戸・湧水の登録を解除する場合、災害用井戸・湧水登録（解除）通知書により井戸・湧水所有者に通知するものとする。

（免責）

第8条 災害用井戸・湧水の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた場合、井戸・湧水所有者の故意による場合を除き、井戸・湧水所有者はその責任を負わないものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は尾鷲市が定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。